

はじめに

公認会計士・監査審査会は、平成16年4月の発足以来、公認会計士監査の質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、これまで投資者の資本市場に対する信頼の向上等に努めて参りました。

本冊子は、こうした審査会の様々な取組みのうち、平成20事務年度における活動状況を、審査及び検査、公認会計士試験の実施、公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、諸外国の関係機関との協力の各章にわけて取りまとめたものです。

審査及び検査については、平成20事務年度の審査及び検査基本計画に基づき実施し、検査結果通知や報告徴収を行ったほか、1監査法人に対しては行政処分その他の措置を講ずるよう金融庁長官に勧告しました。また、これまでに検査で指摘した品質管理上の問題点について記載した「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」を改訂し、各監査事務所における改善の取組みが確実に定着するよう努めています。

平成20年4月に施行された改正公認会計士法による外国監査法人等に対する報告徴収及び立入検査権限の付与については、外国監査法人等に対する検査監督の基本的な考え方をパブリック・コメントに付すなど、検査実施や外国当局との協力に向けた準備を進めているところです。

公認会計士試験については、より多くの多様な人々が公認会計士試験に挑戦できるよう、試験の実施面での改善を進めつつ、平成20年論文式試験及び21年短答式試験を実施したほか、社会人や学生を含めた幅広い人々を対象に大学等で講演を行うなど試験関係の広報の充実も図っています。

諸外国の関係機関との協力に関しては、平成20年9月の第4回監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）において、その運営に関与する諮問委員会（Advisory Council）のメンバーに選出されるなど、国際的な協力に引き続き取り組んでいるところです。

審査会は、今後も各国の監査監督機関と協力して、その使命を果たすことにより、監査の公正性、独立性及び信頼性を確保し、投資者等の期待に応え、もって公益の増進に貢献していきたいと考えています。

公認会計士・監査審査会会長

金子 晃